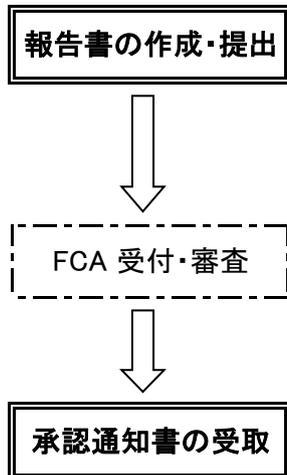


エネファーム補助金交付後の変更－停止期間が発生する場合の手続きについて－

補助金を受けて取得した補助対象システム(燃料電池システム)については、補助事業者(補助金を受けた方)が責任を持って管理し、補助金の交付の目的に従って6年間以上継続して使用する義務があります。

6年間の処分制限期間内に撤去はしないが停止期間が発生する場合は、使用再開後に「補助対象システムの運転再開報告書」を提出してください。

【手続きの流れ】



※一般社団法人燃料電池普及促進協会を以下「FCA」という。

□補助対象システムの運転再開報告書(C-5B)

※停止期間が6ヶ月を超える場合は、使用再開後速やかに提出してください。

※必ずコピーを取り、補助事業者および手続代行者が保管してください。

(提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。)

※書類に不備があった場合、補助事業者または手続代行者へ連絡します。

(不備がない場合、特にFCAより連絡は致しません。)

※停止期間は、6年間の処分制限期間に追加されます。

□補助対象システムの一時停止承認通知書(C-5C)

※補助事業者へ特定記録郵便で送付します。

※FCAから送付した書類は、補助事業者および手続代行者が保管してください。

《送付先》

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル7階

TEL:03-5472-1190

書留郵便(簡易書留・レターパックプラスは可)等で送付してください。